

# 平成30年9月市議会定例会 財務部 議案説明資料

## 目次

### [予算案件]

1. 平成30年9月補正 歳出予算（案）総括表……………1頁
2. 減債基金の積立てについて……………2頁
3. ブロック塀撤去等業務委託について……………3頁
4. 市営総曲輪駐車場敷地内ブロック塀等撤去業務委託について・4頁
5. 電子入札システムの改修について……………5頁

### [条例案件]

6. 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除  
及び不均一課税に関する条例制定の件……………6頁

### [報告案件]

7. 健全化判断比率及び資金不足比率について……………7頁

# 1. 平成30年9月補正 歳出予算 (案) 総括表

## 【一般会計】

(単位：千円)

区分		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
予算科目(款・項)				
財務部 合計		32,625,049	531,810	33,156,859
(款2) 総務費		2,733,501	531,810	3,265,311
	(項1) 総務管理費	1,275,775	531,810	1,807,585
	(項3) 徴税费	1,456,976		1,456,976
	(項8) 駐車場費	750		750
(款4) 衛生費		156,109		156,109
	(項2) 環境衛生費	156,109		156,109
(款7) 商工費		120		120
	(項1) 商工費	120		120
(款8) 土木費		7,187,000		7,187,000
	(項5) 都市計画費	7,187,000		7,187,000
(款12) 公債費		22,448,319		22,448,319
	(項1) 公債費	22,448,319		22,448,319
(款13) 予備費		100,000		100,000
	(項1) 予備費	100,000		100,000

## 【駐車場事業特別会計】

(単位：千円)

区分		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
予算科目(款・項)				
駐車場事業特別会計 合計		398,461	668	399,129
(款1) 駐車場費		398,461	668	399,129
	(項1) 駐車場管理費	398,461	668	399,129

〔減債基金費〕

## 2. 減債基金の積立てについて

〔財政課〕

### 1 補正理由

地方財政法の規定に基づき、平成29年度の一般会計決算剰余金のうち、500,000千円を減債基金に積立てるもの。

### 2 補正額

減債基金積立金 500,000千円

### 3 減債基金の状況

(単位：千円)

平成29年度末 現在高 A	平成30年度			
	当初予算 積立額 B	当初予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	年度末現在高 見込み A+B-C+D
3,561,517	4,940	650,000	500,000	3,416,457

### 3. ブロック塀撤去等業務委託について

(管財課)

#### 1 補正理由

大阪府北部地震を受け、管財課が所管する市有地に設置されているブロック塀等の構造及び劣化、損傷の状況について調査を行った結果、ひび割れ等が見られたことから、撤去及びフェンス等の設置を行うもの。

#### 2 補正額

(1) 庁舎維持管理費 584千円

松川公用車駐車場に設置されているブロック塀を撤去するもの。

対 応	箇所数
撤去のみ行うもの	1箇所

(2) 市有財産維持管理費 12,866千円

中田三丁目地内等に設置されているブロック塀等を撤去し、段差がある等の箇所にフェンス等を設置するもの。

対 応	箇所数
撤去のみ行うもの	16箇所
撤去後、フェンス等を設置するもの	6箇所
合 計	22箇所

[駐車場事業特別会計]

#### 4. 市営総曲輪駐車場敷地内ブロック塀等撤去業務委託について

[管財課]

##### 1 補正理由

大阪府北部地震を受け、市営駐車場敷地内に設置されているブロック塀等の構造及び劣化、損傷の状況について調査を行った結果、ひび割れ等が見られたことから、撤去を行うもの。

##### 2 補正額

668千円

[ 財源内訳 駐車場使用料 668千円 ]

市営総曲輪駐車場に設置されているブロック塀及び万代塀を撤去するもの。

対 応	箇所数
撤去のみ行うもの	1箇所

[財務一般管理費]

## 5. 電子入札システムの改修について

[契約課]

### 1 補正理由

電子入札システムで使用している入札書等送信用ソフトウェアの無償サポートが、平成31年1月末で終了となるため、セキュリティ対策として新たなソフトウェアの開発を行い、電子入札システムの安定した運用を確保するもの。

### 2 補正額

18,360千円

財源内訳	諸収入	6,426千円
	(上下水道局負担金)	
	一般財源	11,934千円

## 6. 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例制定の件

〔 資産税課 〕

### 1 条例の概要

- (1) 現在、地域再生法が規定する地方活力向上地域において、①東京23区から本社機能を移転する『移転型』や、②本市にある本社機能を拡充する『拡充型』の施設整備を行う事業者が取得した一定の要件を満たす固定資産に対しては、「富山市固定資産税の不均一課税に関する条例」に基づき、3年間、税率を軽減する不均一課税を行っている。

本年6月に地域再生法等が一部改正され、『移転型』における課税免除の規定が新たに追加されたことから、本市では、3年間、課税免除とするもの。

《現行》

区分	初年度	第2年度	第3年度
①移転型 (東京23区からの 本社機能の移転)	1/10	1/4	1/2
	0.14%	0.35%	0.7%
②拡充型 (本市企業の本社 機能等の強化)	1/10	1/3	2/3
	0.14%	0.467%	0.933%

(上段：税率1.4%に乗じる率 下段：税率)

《制定後》

3年間 課税免除
3年間 不均一課税 (現行と同じ)

※課税免除に伴う減収分については、交付税による補填措置の対象となる。

- (2) 今回の法改正に伴い、事業者が作成する整備計画について、平成32年3月31日までに県の認定を受けたものが対象となることから、これに合わせて条例の期限を2年間延長する。
- (3) 本条例を新たに制定することに伴い、これまで地方活力向上地域における不均一課税と、高度利用地区における不均一課税の2つの規定を定めていた「富山市固定資産税の不均一課税に関する条例」の題名を、残ることになる不均一課税の内容に合わせて「富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例」に改める。

### 2 施行期日 公布の日

## 7. 健全化判断比率及び資金不足比率について

〔財政課〕

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に、それまでの地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度に代わるものとして制定されました。

その内容は、地方公共団体に、平成19年度決算から毎年度「実質赤字比率」等、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することを義務付けています。

また、平成20年度決算からは、この健全化判断比率が「早期健全化基準」以上である場合は「財政健全化計画」の策定を、「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」の策定を義務付ける等の措置を定め、資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合は「経営健全化計画」の策定を義務付ける等の措置を定めています。

#### ◎早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準

(単位：%)

区分	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

※地方財政法の規定に基づき、実質公債費比率が「18.0%」以上となった場合、地方債発行の際に「協議制」から「許可制」に移行することとなります。



2 健全化判断比率・資金不足比率算定における会計区分

会計区分		会計名		比率の対象範囲				
富山市	一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率				
		一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計					
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
			まちなか診療所事業特別会計					
			牛岳温泉健康センター事業特別会計					
			軌道整備事業特別会計					
			賃貸住宅・店舗事業特別会計					
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	駐車場事業特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
			後期高齢者医療事業特別会計					
			介護保険事業特別会計					
			国民健康保険事業特別会計					
			競輪事業特別会計					
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率				
			工業用水道事業会計					
			公共下水道事業会計					
			病院事業会計					
		法非適用企業	企業団地造成事業特別会計					
			白樺ハイツ事業特別会計					
			牛岳温泉スキー場事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
		公設地方卸売市場事業特別会計						
一部事務組合								
土地開発公社等								

### 3 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額である実質赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものであり、赤字の程度を表す指標です。

本市の平成29年度決算では、一般会計等において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に、公営事業会計の実質赤字額を加えた額を、標準財政規模で除したものであり、当該自治体全体の赤字の程度を表す指標です。

本市の平成29年度決算では、全会計において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### (3) 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（公営企業債元利償還に係る繰出金、一部事務組合等の起債の元利償還に係る補助金・負担金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値で、公債費に係る財政負担の程度を表す指標です。

本市の平成29年度決算における実質公債費比率は、「11.6%」となっており、早期健全化基準である「25.0%」を下回っています。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が負担することになっている地方債残高や退職手当負担見込額、PFI事業に基づく建設事業費などの支払予定額等の将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、ストックベースでの財政負担の程度を表す指標です。

本市の平成29年度決算における将来負担比率は、「115.3%」となっており、早期健全化基準である「350.0%」を下回っています。

#### 4. 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の程度を表す指標です。

本市の平成29年度決算における資金不足比率については、対象となる9会計のうち、資金不足額が発生している会計はありませんので、この指標は該当しません。

#### 5 平成28年度との比較

区分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
28年度	—	—	12.9	123.2	— (いずれの会計も該当せず)
29年度	—	—	11.6	115.3	— (いずれの会計も該当せず)
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)